

令和8年度 不祥事防止委員会活動計画

1 教職員の不祥事防止に関する日常的な啓発の取組（不祥事根絶のための行動計画）

- (1) 「教育の原点」を職員室に掲示するとともに名札ケースに入れて常に携帯し、危機管理意識を常にもたせる。
- (2) 「不祥事防止チェックリスト」による自己点検を適時行い、危機管理意識の継続を図る。
- (3) 教職員の不祥事に係る事象等の報道があったときは、新聞記事を配布するとともに、朝会等で注意を喚起する。
- (4) 広島県教育委員会の「教職員の懲戒処分に係る記者発表資料」が公布されたときは、資料を配付するとともに朝会等で注意を喚起する。

2 年間研修計画

時 期	研修内容	形式等	担当者
4月	○ 年間計画確認 ○ 「危機管理マニュアル」「『諸帳簿』等に関する運用規定」の確認	・講話	・校長、教頭
5月	○ 「個人情報の適正管理」 （「ヒヤリ・ハット」事例を含む）	・ロールプレイング	・生徒指導主事
6月	○ 「体罰防止」	・グループ協議 ・全体協議	・研究主任
7月	○ 「セクハラ防止」	・ロールプレイング	・教務主任
8月	○ 「交通事故防止」 （「ヒヤリ・ハット」事例を含む）	・グループ協議 ・全体協議	・生徒指導主事
9月	○ 「パワハラ防止」	・ロールプレイング	・教務主任
10月	○ 「通学路における交通事故の防止」	・グループ協議 ・全体協議	・教頭
11月	○ 「障害者差別防止」	・グループ協議 ・全体協議	・養護教諭
12月	○ 「飲酒運転防止」	・グループ協議 ・全体協議	・研究主任
1月	○ 「守秘義務」	・グループ協議 ・全体協議	・保健主事
2月	○ 「わいせつ防止」	・ロールプレイング	・教頭
3月	○ 今年度のまとめと次年度へ向けて	・講話	・校長、教頭

※活用資料

- ・ 広島県教育委員会による「研修資料」「通知」
- ・ 三次市教育委員会による「研修資料」「通知」
- ・ 公的機関の情報に基づく「記者発表資料」「新聞」